

# 東金市男女共同参画プラン

平成 23 年 4 月

東 金 市

# 目 次

第1章 プラン策定にあたって	2
1. プラン策定の背景	2
(1) 国連を中心とした世界の動き	2
(2) 国の取り組み	3
(3) 千葉県の取り組み	4
2. 東金市の取り組み	5
第2章 プランの基本的な考え方	6
1. プランの策定趣旨	6
2. プランの目指す方向	7
3. プランの性格	7
4. プランの期間等	8
5. プランの進行管理	8
第3章 プランの内容	9
1. プランの体系（基本目標・基本的課題・施策の方向）	9
2. 施策の内容（事業）	10
(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画推進のための意識改革	10
(2) 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への参画	11
(3) 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画	11
(4) 基本目標Ⅳ 女性に対する暴力の根絶	13
(5) 基本目標Ⅴ 生涯を通じた健康の促進	14
(6) 基本目標Ⅵ 計画を着実に進める推進体制の充実	14
3. 主な指標	15
資料（用語説明）	16
注）「*」のある用語については、資料編の関係用語に解説しています。	

# 第1章 プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の背景

### (1) 国連を中心とした世界の動き

- ◇1975（昭和50）年の「国際婦人年\*」及び翌年からの「国連婦人の十年\*」以来、国連は「平等、開発、平和」を目標に、女性の地位向上のための世界的活動の中核的役割を果たしてきました。
- ◇1979（昭和54）年の第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約\*」（女子差別撤廃条約\*）が採択され、翌年の「国連婦人の十年」中間年世界会議において署名式が行われ、我が国もこれに署名しました。
- ◇1985（昭和60）年「国連婦人の十年」最終年に開催された「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、この10年の成果を見直し、目標達成のための努力を西暦2000（平成12）年に向けて継続していくことが確認され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。
- ◇1990（平成2）年には、「ナイロビ将来戦略」の実施のペースを早めることを目的として、24の勧告を含む「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が国連経済社会理事会において採択されました。
- ◇1995（平成7）年9月、北京において開催された第4回世界女性会議では、女性の地位向上実現のためには、「女性のエンパワーメント\*」（力をつけること）が重要であるとの合意の下に、21世紀に向けての女性施策の優先課題と戦略などを示した「行動綱領」と「北京宣言\*」が採択されました。
- ◇2000（平成12）年6月、ニューヨークの国連本部において開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「北京行動綱領」の実施状況の分析及び総合的見直しと評価が行われ、今後の取り組みの方向性が明らかにされました。
- ◇2005（平成17）年2月から3月には、ニューヨークの国連本部において開催された第49回国際婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合で、「北京宣言及び行動要領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

## (2) 国の取り組み

- ◇1975（昭和50）年に、女性の社会的地位の向上を目指す国際的な流れの中、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和52）年には、「世界行動計画」を踏まえた向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。
- ◇1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」の批准を始め、「男女雇用機会均等法＊」の制定等、法律や制度面における進展もみられました。
- ◇1991（平成3）年5月には、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「育児休業法」の成立等、制度上のみならず実際上の女性の地位向上が図られ、男女共同参画社会の実現に向かって新しい時代を迎えました。
- ◇1994（平成6）年6月には、総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会＊」を設置したほか、同年7月には内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部＊」を発足させるなど、推進体制の充実が図られました。
- ◇1996（平成8）年12月には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、一方で、少子・高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会＊の実現は、緊要な課題とされています。
- ◇1998（平成10）年には、「男女共同参画審議会」からの答申を受け、男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国や地方公共団体、及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進すべく、1999（平成11）年6月、「男女共同参画社会基本法＊」が公布・施行されました。これに基づき、「男女共同参画基本計画＊」が2000（平成12）年12月に閣議決定され、「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな「国内行動計画」として位置付けられました。
- ◇2001（平成13）年1月の中央省庁等の改変により、内閣府が設置され、その内部部局として「男女共同参画局＊」が設置されるとともに、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、中央省庁においても社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映されるよう、組織体制が強化されることとなりました。また、同年10月にはドメスティック・バイオレンス＊（DV）被害者の積極的な救済を図る「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律＊」（DV防止法）が施行されるとともに、法律施行後3年以内に見直しを行う旨規定されていることを踏まえ、2004（平成16）年6月に配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の一部が改正され、同年12月から施行されました。
- ◇2005（平成17）年12月にはこれまでの取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、今後取り組むべき12の重点事項や22年度末までに実施する具体的施策の内容等を示しています。

- ◇ 2006（平成18）年6月「改正男女雇用機会均等法」の改正により男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止と、セクシュアル・ハラスメント\*対策の強化が示されました。
- ◇ 2007（平成19）年「DV防止法」の改正により、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となりました。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- ◇ 2008（平成20）年女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
- ◇ 2009（平成21）年女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審査における政府代表報告では、国際的にみると、教育水準が高く、経済的に発展した日本の男女共同参画の進展が遅い背景は、1 固定的役割分担意識、2 仕事と家庭の両立の困難の問題、3 キャリアパス\*が不明確である。また、最終見解の中に、民法における婚姻適齢、女性の再婚禁止期間、及び選択的夫婦別氏\*の採用等の法改正、婚外子差別の是正等の見解を受けました。
- ◇ 2010（平成22）年12月にはこれまでの取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第3次）」を閣議決定し、今後取り組むべき新たな5の強調視点や15の分野の施策と目標を掲げ推進することとしています。

### （3） 千葉県の取り組み

県においては「国際婦人年」、「国連婦人の十年」の世界及び国の動向を踏まえ、女性の地位向上のための施策と、その関連施策が総合的・効果的に推進されてきました。

- ◇ 1996（平成8）年3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした、第4次女性計画として「ちば新時代女性プラン」が策定されました。
- ◇ 2000（平成12）年2月に「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称するとともに、同年4月には庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」が、担当課として「男女共同参画課」が新たに設置されました。
- ◇ 2001（平成13）年3月には「千葉県男女共同参画計画」が策定され、国が進める各種の取組と連携して、国の取組が推進されることとなりました。
- ◇ 2001（平成13）年3月には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定」、同年8月「ちば県民共生センター・同東葛飾センター」開設されました。
- ◇ 2006（平成18）年12月には「千葉県男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。
- ◇ 2011（平成23）年3月には「千葉県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

## 2 東金市の取り組み

本市においては、国際的な動向、1999（平成11）年6月の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行、千葉県における計画等の策定、運用を受けて、市の基本計画等に方向性について定め、適宜具体的な推進をしてきました。

◇2001（平成13）年に策定した「第3次総合計画・基本構想」にて「男女が個人として自立し互いに尊重し合いながらともに生き、支え合う男女共同参画社会の実現に努める」と謳い、同年に策定した「第1期基本計画」においても「男女共同参画社会実現に向けた環境づくり」として、男女共同参画社会への意識啓発・男女共同参画の推進・女性の社会参加を促進する環境整備について定め推進してきました。

- ・国、県等からの各種の情報提供や、各種講演会の参加の促進をしてきました。
- ・道徳指導を含めた学校教育全体で人権尊重、男女共同参画を進めてきました。

◇2006（平成18）年に策定した「第2期基本計画」にて、社会のあらゆる分野の活動に男女が社会の対等な構成員として参画し、自らの能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を認識し、学校教育や生涯学習活動を通じて、男女は平等であるという意識の高揚を図り、女性の社会的支援体制の充実を図ることにより、女性が社会進出しやすい環境づくりについて定め推進してきました。

またこの間には、「次世代育成支援行動計画（前期・後期）」の中で、男女の平等、家庭や男女間の問題解決といったことを子育ての視点で捉え、仕事と家庭生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）、家庭内暴力の相談、保育機会の充実など対策を定め進めてきました。

- ・国、県等からの各種の情報提供や、各種講演会の参加の促進をしてきました。
- ・道徳指導を含めた学校教育全体で人権尊重、男女共同参画を進めてきました。
- ・行政各種委員会、審議会における女性委員の割合の向上を目標に女性の参画について推進をしてきました。
- ・ワーク・ライフ・バランスなどの講演会を市内にある大学と連携し開催するなどを実施してきました。

◇2011（平成23）年に策定した「第3期基本計画」では、引き続き市民に啓発活動を行うとともに、さらに女性が積極的に行政をはじめとした政策形成等への参画ができるような環境整備を図り、主体的に能力を発揮できる社会に向けて推進することを含めて、男女共同参画についての推進の指針により幅広い視点で目標と施策の方向を定め、推進していくこととしました。

このことを受け、平成23年度から5年間の「東金市男女共同参画プラン」を策定しました。

このように本市では、基本計画等に男女共同参画について定め推進をしてきましたが、各分野での情報提供、施策の推進と管理に止まり、「総合的に、集中的」に目標や施策を定め管理し推進するには至っていないのが現状でした。

こういった国県等の動向、これまでの経緯を踏まえ、男女共同参画について総合的に取り扱い、推進していくことが必要となっています。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されてから、10余年になります。東金市では、これまでもさまざまな情報提供や啓発活動を行ってきましたが、現状は、性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然存在しているとともに、前提となる男女共同参画に対する意識の薄さがあると考えられます。

平成20年度に実施した第14回市民アンケートでは、市の30項目の仕事のうち男女共同参画を含めた仕事に対して、「満足度」は100人中1.4人の割合を示し30項目の仕事で27位であり、「不満足度」は100人中1.7の割合で「不満足」を示し30項目の仕事で30位であります。

満足度も低く、不満足度も低い、相対順位も低いということで、男女共同参画といったことへの関心の低さが推測できます。

また、「もっと予算や職員を投入し重点的に実施していくべきだと思う仕事」ということについては100人中1.5人の割合を示し、30項目の仕事で30位であり、「相対的に予算や職員を削減しても仕方ないと思う仕事」については100人中11.3人の割合を示し、30項目の仕事で5位であります。

重点と捉える仕事としては最下位、削減されても仕方がないと捉える仕事としては上位と、男女共同参画が、具体的施策や仕事として十分に認知されていない、具体的に何がどのように展開されているのかといったことが不明確、曖昧なものとして捉えられていると推測されます。

また、本市のこれまで男女共同参画の施策推進も、個別分野で散々したままに推進がされてきた経緯もあります。

例えば、個別に上位機関からの情報の提供、啓発、行政内部の各種審議会等での女性登用率の向上、あるいは次世代育成支援行動計画での一部において男女共同参画に係る事項の推進など、各個別に進められてきたことに限られてきた経緯があります。

これを一定の体系として鳥瞰できるようにし、それぞれの体系の目的に見合う施策方向性を、まずみえるようにすることが肝要であり、そのような形を整えた上で施策の推進を進める必要があります。

男女共同参画については、見ようとしなければみえないものをみようとすること、考えようとしなければ考えずに済むものを考えていこうとすること、行動しなければ済むものを行動することで、社会のいろいろな場面で、男女共同参画についての意識し、思考や行動をとっていくことが、推進にあたっては重要と捉えています。

また、少子・高齢社会の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、情報化手段の高度化など社会経済の急激な変化が、新たな課題を生み出しています。

このような状況のもと、男女市民が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、共に責任を担うべき社会の実現に対応するためには、男女共同参画社会づくりが重要になっています。

## 2 プランの目指す方向

「東金市男女共同参画プラン」策定にあたり、6つの基本目標を設定しました。

### 基本目標

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 基本目標Ⅰ | 男女共同参画推進のための意識改革   |
| 基本目標Ⅱ | 政策・方針決定過程への参画      |
| 基本目標Ⅲ | 家庭・地域・職場における男女共同参画 |
| 基本目標Ⅳ | 女性に対する暴力の根絶        |
| 基本目標Ⅴ | 生涯を通じた健康の促進        |
| 基本目標Ⅵ | 計画を着実に進める推進体制の充実   |

## 3 プランの性格

本プランは、男女共同参画社会構築、施策の推進において、東金市の「特段の個性」を打ち出そうとするものではありません。

男女共同参画社会の構築、施策の推進は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、男女共同参画社会基本法、また千葉県内市町村を包括する「千葉県男女共同参画基本計画(第3次)」といった世界、国内、県内において、どの空間、時間においても一律的に、それらの趣旨に基づく施策、支援など享受されるべきものであって、本市においても法令、上位計画などの内容を基本として、男女共同参画の推進を、普遍的な趣旨を前提として基本目標や具体的施策等を本プランにて定めたものです。

また、男女共同参画社会基本法でも、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」、と上位の法令、計画等と連関、整合した計画策定が求められているものであり、本市の男女共同参画の施策として体系を明確にし、鳥瞰できるようにして施策の推進しようとするものです。

さらには、前述のように、本市では、個別の分野にて男女共同参画に係る施策等を進めてきたところもあり、それらを男女共同参画の切り口で再整理しまとめて、また、男女共同参画の推進が包括的な事項であり、誰でも、どこでも、いつでもといった本施策の性格を受け、一律的に再構築することが、必要十分なことと考えたところです。

また、このプランは社会的な性別（ジェンダー）による生活行動での差異といった価値判断や議論を求めるのではなく、生涯を通じて男女が平等に協力し合って生き抜いていくための視点や見方に着目して考えようとする契機と、生まれ、育ち、学び、働き、地域参加をするといった現実の生活の中で、男女共同参画について、どういうことを共有していくべきかを持ち続け、考えて、行動に表していけるようにするための契機とすることに重みを置くものです。

そして、その男女共同参画について、人権、正義、法令等に反しないことはもとより、現在、一般に社会的な常識の範囲と認められている必要最低限の事項、つまり、誰もが、どこでも、いつでもそのことを受け入れられることについて定め推進していこうとするものです。

- (1) 「東金市男女共同参画プラン」は、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、「東金市第3次総合計画(基本構想・基本計画)」を受け、次世代育成支援行動計画など個別計画との整合性を図り、本市の男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。
- (2) 人口減少、少子・高齢化、景気低迷をはじめ、本市をとりまく社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本市の実態に対応したプランとし、市民にわかりやすく、どんな事業を行うのかを明記しました。
- (3) 施策の方向、内容は、「市民や事業者などへの市から働きかけ、情報提供」、「市が行う直接的な施策」、「市役所内部の管理」の3つを大きな種別としました。
- (4) 各関係部署が、実際に取り組む事業に、数字で表せる可能な限り指標を設定しました。また、その実効性と整合性を図るため、市の基本計画での指標を活用し、男女共同参画に係る施策の所在の明確性と推進の確保を図りました。

#### 4 プランの期間等

- ・平成23年度から平成27年度までの5年間のプランとします。
- ・このプランは、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

#### 5 プランの進行管理

- ・このプランは、施策や指標の達成をみることで進行管理をしていきます。主な指標を、市民アンケートによる意識調査、また東金市第3次総合計画第3期基本計画に定めた指標等を活用し管理します。

### 第3章 プランの内容

#### 1 プランの体系

基本目標	基本的課題	施策の方向	
I 男女共同参画推進のための意識改革	男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識啓発	1	社会的な性別の存在に気づく、見ようとする視点を養うための情報提供や啓発の促進
		2	就労の場における男女共同参画意識の醸成
		3	学校等教育機会における男女平等教育の推進
		4	家庭や地域における男女平等教育、学習の推進
		5	男女共同参画に関する調査、研究
		6	男女共同参画の視点から行政の刊行物や事業の見直し
		7	メディアにおける性に関する情報と商品化の是正
II 政策や方針決定過程への参画	政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	1	各種審議会等への女性の参画促進
		2	女性の地位向上
		3	農業、商業に従事する女性の経営、起業、社会参加の促進
		4	地域活動における女性の参画の促進
III 家庭、地域、職場における男女共同参画	家庭、地域、職場における男女共同参画の推進	1	家庭における男女共同参画の促進
		2	子育て支援の充実
		3	女性の起業や再就職の支援
		4	雇用における機会の平等と公平な待遇の確保
		5	女性の能力開発と職域の拡大
		6	ワーク・ライフ・バランスの意識の定着と環境整備
		7	地域における男女市民の参画
IV 女性に対する暴力の根絶	女性に対する暴力の根絶	1	DVは人権問題であるという認識に立った対応の徹底
		2	相談事業の充実
		3	セクシャルハラスメントのない職場環境の整備
V 生涯を通じた健康の促進	生涯を通じた健康支援	1	健康増進への支援
		2	心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透
VI 計画を着実に進める推進体制の充実	計画を着実に進める推進体制の強化	1	庁内推進体制の充実
		2	施策推進のための拠点の整備
		3	市民、団体、企業との連携
		4	計画の進捗管理

## 2 施策の内容（事業）

### （1）基本目標Ⅰ 男女共同参画推進のための意識改革

（基本的課題）男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識啓発

男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず、個人として尊重され、性による差別をなくし、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

男女共同参画の実現の大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的役割分担意識があります。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、教育や学習を通じて男女共同参画に関する認識を深め、男女共同参画推進のための意識啓発を行うことが重要です。学校・家庭・職場・地域などあらゆる場で男女共同参画意識を定着させるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行っていきます。

施策の方向		事業	
1	社会的な性別の存在に気づく、見ようとする視点を養うための情報提供や啓発の促進	1	社会的な性別の存在に気づく、見ようとする視点を持った意識醸成を図る ・社会的な性別にとらわれない男女共同参画の考え方への理解を深める ・国、県等が主催する研修会に積極的に参加する
		2	社会的な性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等の開催を連携して図る
2	就労の場における男女共同参画意識の醸成	1	就労の場における固定的な性別役割分担の見直しを図る ・男女が共に働きやすい職場づくりを目指し、適宜情報提供等を行う
		2	商工関係団体等に法や制度に関するセミナー等の情報を適宜提供する
3	学校等教育機会における男女平等教育の推進	1	教科、道徳の中で男女平等教育を行う
		2	思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導等を行う ・保健指導はじめ生命の大切さ等に関する認識を育てる
4	家庭や地域における男女平等教育、学習の推進	1	男女平等の視点に立った青少年相談など育成を行う
5	男女共同参画に関する調査、研究	1	市民や職員の実態や啓発すべき事柄を的確に把握するようにする
		2	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行う
6	男女共同参画の視点から行政の刊行物や事業の見直し	1	庁内の配布文書や市民向け配布文書等を男女共同参画の視点でチェックし発行、発刊等をする
7	メディアにおける性に関する情報と商品化の是正	1	人権を無視した性意識を改めるためにメディアにおける社会的な性別の存在を見直すようにする
		2	メディアリテラシーを養うための情報を適宜提供する

## (2) 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への参画

(基本的課題) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、女性も男性も対等な立場で、政治・経済・地域・家庭などあらゆる分野への意思決定過程に参画することが大切です。しかし、女性については、政治経済の分野など意思決定過程の場に参画する機会は十分とは言えません。

行政分野への参画では、市民の半分を女性が占めているにも関わらず、女性の参画が遅れているという現状があります。女性の意見が十分に施策に反映されるよう各種審議会などをはじめとした政策にかかわる分野における女性の参画を積極的に推進します。そのために政策・方針決定過程への参画に向けた人材の発掘や人材育成に努め、参画に必要な能力発揮や能力開発の支援を行います。

施策の方向		事業	
1	各種審議会等への女性の参画促進	1	各審議会等における男女の委員割合を向上させる
		2	女性のいない審議会等をなくしていく
2	女性の地位向上	1	社会的な性別の存在に気づく、みようとす視点を持つことのできる人材育成のための情報提供を適宜行う
		2	市政への参画に関する情報を適宜提供する
		3	能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等の開催情報の提供など支援する
3	農業、商業に従事する女性の経営、起業、社会参加の促進	1	農業、商業経営に必要な資格、技能取得に関する情報を適宜提供する
4	地域活動における女性の参画の促進	1	地域活動における性別役割分担の見直しを働きかける ・男女共同参画に関する必要な情報を適宜提供する
		2	地域における自治会、消防団など防災活動についても、女性の参画を促進し、人材の育成を働き掛ける

## (3) 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画

(基本的課題) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。

特に子育て期には、母親と父親が協力し合って子育てに参画することが大変重要です。また、仕事と子育てや家族の介護を両立できるようにすることも重要です。

男性も女性も共に家族としての責任を担えるよう、社会がこれを支援していくことが必要です。特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換への支援が求められています。

また、地域社会に男女が共に参画できるよう地域参画を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されています。家庭、地域、職場などあらゆる分野に男女が参画できる環境整備と意識啓発の事業を行っていきます。

施策の方向		事業	
1	家庭における男女共同参画の促進 ・男性の育児、介護看参加 ・家庭と仕事との両立支援	1	男女が共に責任を担う家事、育児、介護等に関する意識の啓発を行う ・男女共同参画を進めるための講座等の開催情報を適宜提供し支援する
		2	介護保険事業の普及啓発や介護予防など介護への理解を深める
2	子育て支援の充実 ・保育、学童保育の充実	1	低年齢児受け入れ、延長保育、一時保育の多機能化を図る
		2	保育所待機児童の解消を維持する
		3	ファミリーサポートセンター事業を推進する
		4	児童館の機能の充実を図る
		5	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報を適宜提供する
		6	託児スペースを用意するなど会場の配慮をする
3	女性の起業や就職の支援	1	地域職業相談室と協力して就業相談を促進する
		2	女性の就職等のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び自立支援等の相談を行う
4	雇用における機会の平等と公平な待遇の確保 ・雇用の場における機会の均等 ・男女雇用均等法等の周知 ・育児休業制度の普及促進 ・介護休暇制度の普及促進	1	商工関係団体等に育児、介護休業制度の情報を適宜行う
		2	地域職業相談室等と協力して法令や制度を周知する
		3	商工関係団体等に対し、社会的な性別の視点についての情報提供を適宜行う
		4	商工関係団体等に、働く男女が法令や制度を生かせる職場の雰囲気づくりに関しての情報提供を適宜行う
		5	働く女性のための妊娠、出産の支援に関する情報の提供を適宜行う ・妊娠、出産に関する母性保護について周知する ・妊産婦の健康管理について周知する
		6	育児休業、介護休暇に関する情報の提供を適宜行う
5	女性の能力開発と職域の拡大	1	商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報を適宜提供する
6	ワーク・ライフ・バランスの意識の定着と環境整備	1	商工関係団体等を対象として、男女が共に働きやすい環境づくりに関しての情報提供を適宜行う
		2	低年齢児受け入れ、延長保育、一時保育の多機能化を図る
		3	保育所待機児童の解消を維持する
		4	ファミリーサポートセンター事業を推進する
		5	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発をする
7	地域における男女市民の参画 ・市民の地域活動 ・高齢者の地域活動	1	地域活動への参画を促進する ・市民の地域活動への参加を促す ・高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進する

#### (4) 基本目標Ⅳ 女性に対する暴力の根絶

(基本的課題) 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力については、恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性をさらに従属的な状況に追い込むものです。

そうした女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として見過ごされてきました。しかし、女性に対する暴力は、人権侵害であり、あらゆる暴力を根絶しなければなりません。

男女が互いの人権を尊重する意識を積極的に啓発し、共に健やかに暮らせるよう、配偶者間やその他の男女間における暴力的行為や性的嫌がらせなどに関する相談体制の充実や互いの性を尊重する意識啓発を行っていきます。

施策の方向		事業	
1	DVは人権問題であるという認識に立った対応の徹底	1	DV防止のための意識の啓発を行う ・必要な情報を適宜提供する ・DV防止のための講座や研修会等の情報提供を適宜行う
2	相談事業の充実 ・相談体制の充実と関係機関との連携	1	男女共同参画の視点に立った相談を行う ・家庭教育相談 ・家庭児童相談 ・DV相談 ・セクシャルハラスメント等人権侵害に関する相談
		2	女性に対する暴力等について相談体制の充実を図る ・千葉県配偶者暴力相談支援センター（山武健康福祉センター）、千葉県ちば県民共生センター（女性センター）、女性サポートセンター（婦人相談所）、児童相談所、警察、病院、地域包括支援センター等関係機関との連携を図る ・女性に対する暴力等についての相談を適切に行う
3	セクシャルハラスメントのない職場環境の整備	1	セクシャルハラスメント等の防止に向けた啓発を行う ・セクシャルハラスメントは暴力にあたり、人権問題であることの認識を促す ・必要な情報を適宜提供する
		2	商工関係団体等にセクシャルハラスメント等に関する情報の提供を適宜行う

## (5) 基本目標V 生涯を通じた健康の促進

(基本的課題) 生涯を通じた健康支援

男性も女性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心と体の発達と生涯にわたる健康について正しい知識・情報を入手し、一人ひとりが主体的に行動し、生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりを支援することが必要になります。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことが出来るようにするための健康教育や相談の充実をします。特に女性については、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフステージ\*を通じて男性とは異なった健康上の問題に直面するため、適切な健康の保持増進が出来るよう対策の推進をします。

また、健康を脅かすH I V／エイズや性感染症の問題などの正しい情報を提供します。

施策の方向		事業	
1	健康増進への支援	1	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行う
		2	男女ともに生涯を通じた健康支援を行う
2	心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透	1	健康相談等の充実を図る
		2	H I V／エイズや性感染症に関する正しい情報を提供する
		3	母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図る

## (6) 基本目標VI 計画を着実に進める推進体制の充実

(基本的課題) 計画を着実に進める推進体制の強化

男女共同参画社会の実現のための施策は、社会の重要課題であり、関係する施策の分野は全庁にわたります。そのため施策の推進には、市職員が男女共同参画に関する認識を高め、率先して推進することが重要です。

また、国や県、市民や各関係機関との連携なくしては課題解決が難しいことから、国や県とも連携し、市民・団体・事業者と行政が協働し、連携を図りながら推進することが必要です。

そして、着実にプランの進行管理を行い推進していきます。

施策の方向		事業	
1	庁内推進体制の充実	1	本プランにより一層の推進を図る
		2	女性職員の管理監督的立場の職への登用を評価等を適切に行うなど人事評価制度の再構築を進める
		3	市職員の男女共同参画に関する研修等の充実を図る ・女性管理職、管理監督的立場の職へのフォローアップを図る ・職員の育児、介護休暇の周知、取得を的確に行う ・セクシャルハラスメントに関する相談窓口の対応を確実にを行う
2	施策推進のための拠点の整備	1	施策推進のための交流の場について検討する

3	市民、団体、企業との連携	1	国の「広報ガイドライン」の活用を図る
		2	市民や事業者、民間団体、他の自治体等との連携を図る
4	計画の進捗管理	1	男女共同参画プランの管理をする

### 3 主な指標

基本目標	指標名	東金市第3期基本計画の事業／目標	現状値	目標値
I 男女共同参画推進のための意識改革	行政における男女共同参画についての仕事に対しての重要度 「もっと予算や職員を投入し重点的に実施していくべきだと思う仕事」ということについては100人中1.5人の割合を示し、30項目の仕事で30位	第14回市民アンケートと5年後の値となる市民アンケートの比較	度数1.5	上昇
II 政策・方針決定過程への参画	審議会等への女性の登用率	6章の1の目標値	20.2%	25.0%
III 家庭・地域・職場における男女共同参画	保育所入所待機児童数 年度当初	2章の3の目標値	0人	0人
	病後児保育実施施設数	2章の3の目標値	0か所	1か所
	ファミリーサポートセンター事業 会員数	2章の3の目標値	161人	220人
	学童クラブ 実施個所	次世代	12か所	13か所
	学童クラブ 延べ利用者数	2章の3の目標値	3,781人	維持
	新米パパママ教室参加交流割合	2章の1の目標値	—	100%
	要支援認定者の介護度の維持改善率	2章の4の目標値	56.0%	60.0%
	地域職業相談所利用者のうち就労者人数	4章の6の目標値	910人	1,000人
VI 計画を着実に進める推進体制の充実	女性職員の管理職、管理監督的立場の職への登用を職歴、評価等を適切に行うことを含む人事評価システムの再構築	6章の3の事業	現行評価制度	再構築

### ●【あ行】

#### ■エンパワーメント

力をつけること。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で自分達のことは自分達で決め、行動できるような能力をつけ、パワーアップを図ること。

### ●【か行】

#### ■キャリアパス

仕事の経験を積みながら、次第に能力や地位を高くしていく順序や道筋。企業内での昇進・昇格を可能とする職務経歴。

#### ■苦情の処理

行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。

男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされている。

国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつある。

#### ■国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

#### ■国連婦人の十年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年－平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

#### ■固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

### ●【さ行】

#### ■社会的な性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。（内閣府発行「男女共同参画社会の実現を目指して2009年版」から）。

## ■社会的性別（ジェンダー）の視点

社会的性別が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。（内閣府発行「男女共同参画社会の実現を目指して2009年版」から）

## ■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効された。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准している。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

## ■女子差別撤廃条約選択議定書

1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効された。個人通報制度、調査制度などについて規定している。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准である。

## ■セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント「当該性的な言動により女性労働対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

## ■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。例えば、審議会委員の女性の登用のため、の目標値を設定し、計画的に取り組むことなど。

## ●【た行】

### ■男女共同参画会議

平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つ。

内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されている。

所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられている。

（1）男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。

（2）内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な

方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。

- (3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。
- (4) 以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見
- ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
  - ② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

#### ■男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決定されている。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないこと、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

#### ■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

#### ■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

#### ■男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置された。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されている。

#### ■男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法(正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言う。)は、雇用の分野で男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律である。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性の差別が禁止された。

#### ■地域包括支援センター

地域において、<1>総合的な窓口機能<2>介護予防マネジメント<3>包括的・継続的マネジメントの基本的な機能を持つ「地域包括ケア」の中核機関として設置される。運営主体は、区市町村、在宅介護支援センターの運営法人、区市町村が委託する法人である。職員は、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援の立場か

ら、区市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与する。

#### ■ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（最終改正平成19年7月11日法律第113号）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」という言葉は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

### ●【な行】

#### ■内閣府男女共同参画局

平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。

この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られた。

男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進している。

### ●【は行】

#### ■配偶者からの暴力

ドメスティック・バイオレンス参照

#### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

DV防止法

#### ■夫婦別氏制度

夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいう。夫婦別氏制度には、〈1〉夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、〈2〉夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの（選択的夫婦別氏制度）、〈3〉夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの（いわゆる例外的夫婦別氏制度）などがある。我が国の現行制度では、夫婦同氏制度（民法第750条）が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていない。

#### ■ファミリー・サポート・センター

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など既存の保育施設で

は応じきれない変動的、変則的な保育需用に対応するための、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。

#### ■フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

#### ■北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女兒、から構成されている。母子保健母性ならびに小児の健康の保持・増進を図ること。

#### ■ポジティブ・アクション

積極的改善措置を参照

### ●【ま行】

#### ■メディア・リテラシー

新聞やテレビなどの内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。

### ●【ら行】

#### ■ライフステージ

人間の一生を段階区分したもの。例えば出生、乳幼児、就学、成年、高齢の各期に区分したりすること。

### ●【わ行】

#### ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

---

## 東金市男女共同参画プラン

平成23年4月

発行 東金市

企画・編集 東金市 企画政策部 企画課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1-1

---